

北広島市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)概要版

(北広島市保健福祉部健康推進課)

行動計画作成の趣旨

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、大きな健康被害と社会影響をもたらすことが懸念されています。国は、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。このため、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。平成25年6月に政府行動計画が作成され、10月に道行動計画が作成されました。北広島市においても、これらの計画等との整合性を図りながら北広島市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成するものとします。(p1)

1 基本的な方針

対策の目的と戦略

(p4,5)

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること(p4)

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らします。
- ・新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定します。

市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること(p5)

- ・地域での感染対策を行い、患者や欠勤者の数を減らします。
- ・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関する業務の維持に努めます。

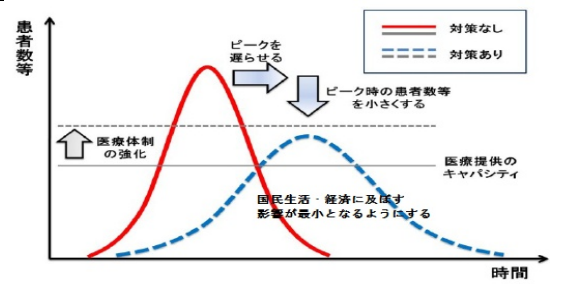
対策実施上の留意点

(p7)

- ・国、道との連携協力
- ・基本的人権の尊重
- ・危機管理としての特措法の性格
- ・関係機関相互の連携協力の確保
- ・記録の作成・保存

対策の効果(概念図)

(p5)



2 北広島市の被害想定

(p8,9)

項目	北広島市	北海道	全国	
受診者数	約6,500人 ～約12,500人	約55万9千人 ～約107万5千人	約1,300万人 ～約2,500万人	
中程度 〔アジア・インフルエンザ 程度の致死率:0.53%〕	入院患者数 (1日当たり最大)	約265人 (約51人)	約2万3千人 (約4,300人)	約53万人 (約10万1千人)
	死亡者数	約85人	約7千人	約17万人
重度 〔スペイン・インフルエンザ 程度の致死率:2.0%〕	入院患者数 (1日当たり最大)	約1千人 (約200人)	約8万6千人 (約1万7千人)	約200万人 (約39万9千人)
	死亡者数	約320人	約2万8千人	約64万人

北広島市の人口を約60,000人として被害を想定しています。

3 対策の実施体制と役割

(p9～11)

国	・万全の態勢を整備する責務 ・政府対策本部による基本的対処方針を決定し対策を推進	・学識経験者の意見聴取
北海道	・関係機関の対策を推進する責務 ・地域医療体制確保・まん延の防止	
北広島市	・道や近隣市町村との連携 ・市民へのワクチン接種・情報提供など	
医療機関	・院内感染対策 ・地域の医療機関と連携し、医療の提供に努める	・診療継続計画の作成
指定地方公共機関	・対策を実施する責務	
登録事業者	・特定接種の対象 ・発生前から感染対策・重要業務の事業継続準備	・発生時における活動の継続
一般の事業者	・職場における感染対策 ・発生時の事業縮小や感染防止措置の徹底	
市民	・予防の知識を得る ・食料品必需品等の備蓄	・マスク着用、咳エチケットなど ・個人レベルでの対策

4 行動計画の主要項目

(1) 実施体制 (p12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国や道、庁内関係部局、他市町村、事業者等と連携をします。 ・北広島市対策本部を設置します(政府対策本部設置時)。 ・政府より緊急事態宣言が行われた場合、必要な措置を講じます。
(2) 情報提供・共有 (p13)	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等による迅速な情報提供に努めます。 ・学校に感染症や公衆衛生について児童生徒等に情報提供を行います。 ・誤った情報が出た場合の対応を行います。
(3) まん延防止に関する措置 (p14)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混み避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。 ・緊急事態において国、道からの施設使用制限要請等に協力します。
(4) 予防接種 (p14～17)	<p>特定接種(住民接種に先行して行います) 国が必要と認めるときに行われる臨時予防接種です。 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けて従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員が対象となります。</p> <p>基本的な接種順位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者 ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者含) ・それ以外の事業者 <p>住民接種</p> <p>緊急事態宣言が行われている場合、臨時の予防接種として行われます。緊急事態宣言が行われていない場合、新臨時接種として行われます。</p> <p>対象者の区分(国により4つの群に分類されます) a医学的ハイリスク者、b小児、c成人・若年者、d高齢者</p> <p>接種順位の考え方は、重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、それらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定されます。</p> <p>どちらも原則として集団接種とします。</p>
(5) 医療(p18)	<ul style="list-style-type: none"> ・道等からの要請に応じ、適宜協力します。
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 (p20)	<ul style="list-style-type: none"> ・影響を最小限とできるよう、道、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行うこととします。 ・必要に応じ、一般事業者に事前準備を行うよう、要請します。

5 発生段階ごとの対策の概要

☼ は緊急事態宣言がされている場合の措置です。

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の目的	・発生に備えた体制の整備(p23) ・情報収集等による発生の早期発見(p23)	・国内発生の遅延と早期発見(p28) ・国内発生に備えた体制の整備(p28)	・国内での感染拡大の抑制(p32) ・患者への適切な医療提供(p32) ・感染拡大に備えた体制整備(p32)	・医療体制の維持(p36) ・健康被害を最小限に抑制(p36) ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑制(p36)	・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える(p43)
実施体制	・行動計画の作成及び見直し(p23) ・体制の整備及び国・道等との連携強化(p24) ・業務継続計画の作成及び見直し(p24)	・初動体制等について協議(p28) ・行動計画等に基づく事前準備(p28)	・行政サービスの維持(p33) ☼ 特措法に基づく市対策本部を設置し、緊急事態に係る対策を実施(p32)	☼ 国の方針に沿った対処方針の決定(p37)	・国、道の対処方針に沿った対応(p43) ・基本的対処方針に基づき対策の縮小・中止(p43) ・対策の評価・見直し(p43) ・国の動向に応じて対策本部を廃止(p43)
情報提供・共有	・継続的な情報提供(p24) ・感染対策の普及(p24) ・体制整備(p24) ・相談窓口の設置準備(p24)	・相談窓口の設置(p29)	・市民への情報提供と注意喚起(p29,33,37) ・双方向の情報共有(p29,33,37)	・相談窓口の継続(p37)	・第一波の終息及び第二波発生の可能性等の情報提供(p43) ・双方向の情報共有の体制維持(p44) ・相談窓口体制の縮小(p44)
まん延防止に関する措置	・個人における対策の普及(p24) ・地域対策、職場対策の周知準備(p24)	・濃厚接触者への対応準備(p29)	・マスク着用等の基本的な感染対策の実施を勧奨(p33,37) ・職場対策、従業員の感染予防策の徹底を要請(p33,37) ・必要に応じて学校等に対する臨時休業等の要請(p33,37)	・感染対策の縮小・中止(p44) ・事業所等に対する感染対策の勧奨・要請解除(p44) ・学校等に対する臨時休業等の要請解除(p44) ・濃厚接触者対策の縮小・中止(p44)	
予防接種	・特定接種の準備(p25)	・特定接種の実施(p29) ・特定接種及び住民接種の広報・相談(p29,30)	・住民接種(新臨時接種)の実施及び情報提供(p34,38)	☼ 住民接種(臨時の予防接種)の実施(p34,38,44) ☼ 住民接種の広報・相談(p34,39,44)	・第二波に備え新臨時接種を実施(p44)
医療	・医療機関等への情報提供体制の整備(p27)	・帰国者・接触者相談センター等に関する情報提供(センター設置は道)(p30)	・病原性が低いことが判明しない限り、新型インフルエンザ等と診断された者に対する入院措置(道)(p34)	・重症患者以外は在宅療養を要請(p39) ・在宅療養患者への支援(道)(p40) ☼ 医療機関不足への対応(p40)	・発生前の通常の医療体制に戻すよう、道に適宜協力(p45)
市民生活及び市民経済の安定の確保	・業務計画等の作成への適宜協力(p27) ・物資供給要請への適宜協力(p27) ・要介護者への生活支援の体制整備(p27) ・火葬能力等の把握(p27) ・物資及び資材の備蓄等(p27)	・火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、遺体安置施設等の確保に向けた対応(p31)	・生活関連物資等の価格の安定等に向けた対応(p35,41)	☼ 電気・ガス・水の安定供給(p41)	☼ 対策の合理性が認められなくなった場合は緊急事態措置を縮小・中止(p45)

緊急事態宣言
国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延等により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部長(内閣総理大臣)が行う宣言。